

「神戸らしい景観づくりの指針」について

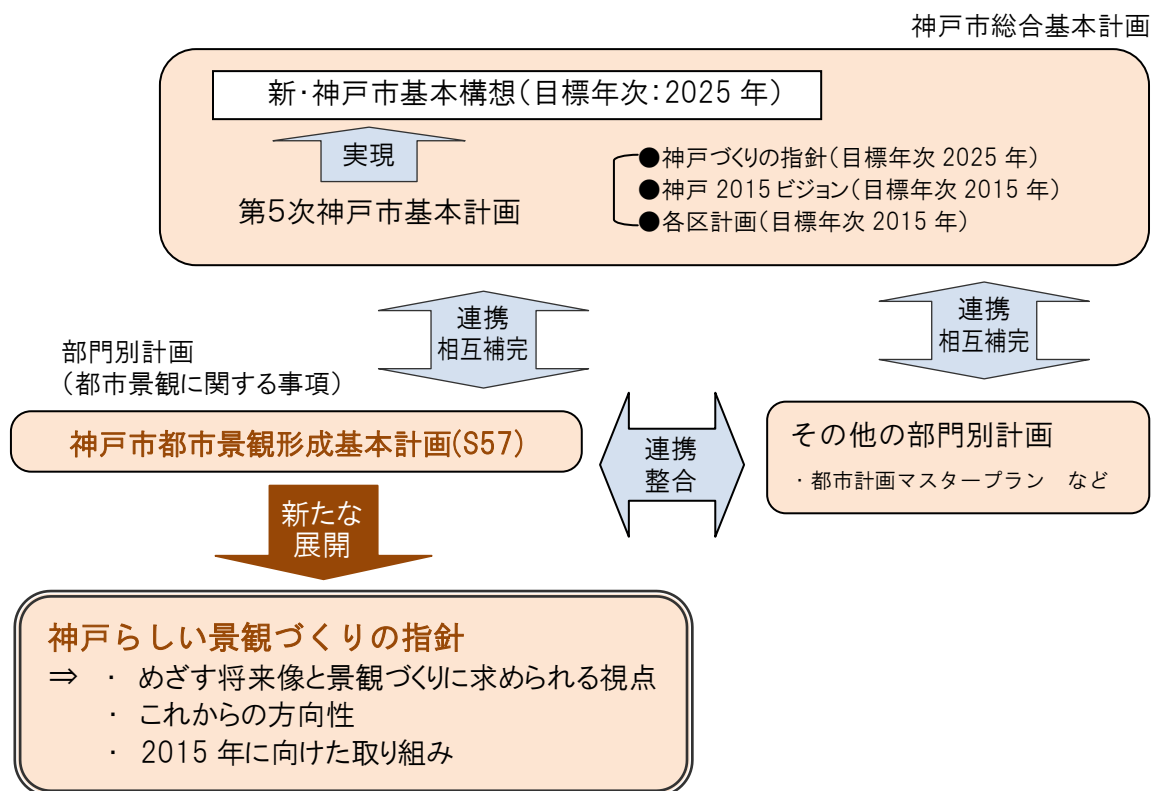
神戸市では、全国に先駆けて昭和53年に都市景観条例を制定、昭和57年に都市景観形成基本計画を策定し、神戸らしい景観をまもり、そだて、つくる取り組みを進めてきている。

「神戸らしい景観」とは、神戸市の固有の性格を持った景観であり、自然条件や文化、歴史にはぐくまれてきた市民気質など幅広い内容から表出するものである。特に神戸市では、美しい港、緑豊かな六甲山という恵まれた自然を背景に、海、坂、山の変化に富んだ、異国情緒豊かなまちなみが形づくられている。また、神戸港の開港以来、外来文化を積極的に取り入れることによって培われてきた開放的で自由な気風からなるくらしの文化や、営々と受け継がれてきたものづくりの創造性は、市民生活やさまざまな都市活動を映す個性的で魅力ある神戸ならではの景観を生み出してきた。

条例制定から30年以上が経過し、景観への意識の高まりや他都市での先進的な取り組みが進むなど、社会経済情勢の変化への対応が必要となっており、これまでの取り組みの検証を踏まえた景観施策の拡充を図り、これまで以上に神戸らしい景観を継承し、創造していく取り組みが求められている。

この「神戸らしい景観づくりの指針」は、都市景観形成基本計画を踏まえた実施計画として、今後の景観施策の将来像や取り組みの方向性と施策、2015 年に向けた行動計画を定めるものであり、より実効性のある総合的な景観まちづくりに取り組むことで、「デザイン都市・神戸」の推進を図る。

今回の指針の構成は、「めざす将来像と景観づくりに求められる視点」、今後の取り組みにおける方針やその具体的施策を含んだ「これからの方向性」、そして、今後、神戸らしい景観づくりを実現していくために短期的に取り組むべき施策としての「2015 年に向けた取り組み」からなる。



景観施策の現状と課題

神戸市では、神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくるために、昭和53年に都市景観条例を制定し、旧居留地など主要な地区での地域・地区指定や歴史的建造物等の指定、市民活動の支援など、様々な施策を実施してきている。その結果、一定の成果は得られているものの、次のような課題も残されている。

- 兵庫運河周辺や山麓部住宅地など未着手地域での取り組みや各施策の見直しなど施策の拡充が求められている。
- 景観に対する市民意識は高いものがあるが、景観に関する価値観にはばらつきがある。
- 市民・事業者・行政が一体となった総合的な景観形成の実施が求められている。

また、条例制定から30年以上が経過し、社会経済情勢が変化した結果、施策を実施するうえで、次のような考え方が求められている。

- 都市間競争が激化するなかで、戦略的に神戸のブランド力を高めていくために、「デザイン都市・神戸」として、「神戸らしさ」を高める景観施策に的を絞って重点的に取り組みを進めていく必要がある。
- 景観に対する市民意識の向上に合わせて、市民活動を促進させるために、市民が主体となる取り組みの支援をさらに充実させる必要がある。

1. めざす将来像と景観づくりに求められる視点

■ めざす将来像

「豊かな情景が暮らしを彩り、人を引きつけるまち・こうべ」

・神戸らしい景観とそこでの人々の活動が重なり合うことによって、市民や来街者が満足する魅力的な景観をめざす。

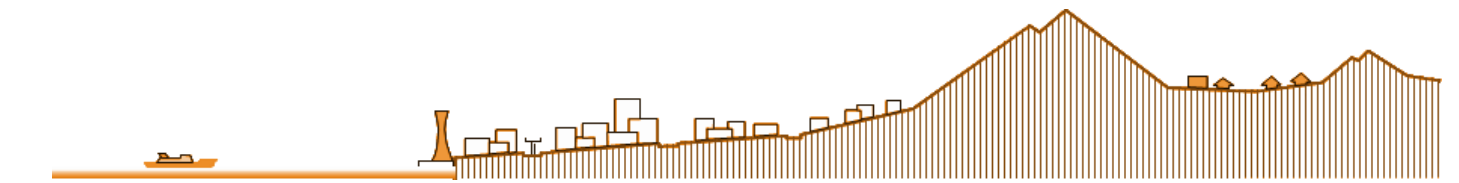
■ 景観づくりに求められる視点

将来像を実現するために景観づくりに求められる視点を「神戸のブランド力向上」「わがまちへの愛着」「景観形成の総合的マネジメント」の3つとする。

視点① 神戸のブランド力向上

視点② わがまちへの愛着

視点③ 景観形成の総合的マネジメント



＜神戸のブランド力向上のために、海や山などの神戸らしさを四季や昼夜別など時間軸の中で活かす＞

＜わがまちへの愛着を高めるために、生活や産業・文化と関わる市民の景観まちづくり活動を大切にする＞

＜効果的な施策の実施のために、方向性や優先順位を定め、検証を実施しながら総合的に景観施策を実施する＞

2. これからの方向性

3つの視点を踏まえ、将来像を実現するために、これからの景観づくりの具体的な方向性を「都市の骨格をデザインする」「重点的に都市の顔をつくる」「市民による景観まちづくりを推進する」の3つとする。この方向性に沿って方針を掲げ、具体的施策を展開する。

■ 実現に向けて

「これからの方向性」を実現していくうえで必要な、体制・仕組み・制度面などの基礎的な取り組みを実施する。

方向性1. 都市の骨格をデザインする

方針(1)▶ 景観形成の方針と将来像の共有

方針(2)▶ 眺望景観の形成

方針(3)▶ 道路や河川に沿った景観形成

方針(4)▶ 都市計画の視点からの総合的な景観形成

方向性2. 重点的に都市の顔をつくる

方針(5)▶ 都心ウォーターフロントでの重点的な景観形成

方針(6)▶ シンボル・ランドマークの保存活用

方針(7)▶ 顔となる地区での重点的な景観形成

方針(8)▶ 屋外広告物の規制誘導

方針(9)▶ 公共空間のデザイン向上

方向性3. 市民による景観まちづくりを推進する

方針(10)▶ 地区景観づくりの推進

方針(11)▶ 緑化推進施策の充実

方針(12)▶ にぎわい景観づくりの支援

方針(13)▶ 市民による景観マネジメントの支援

方針(14)▶ 市民意識の醸成 方針(15)▶ 事業者との調整の仕組みづくり

方針(16)▶ 景観法等諸制度の活用

方針(17)▶ 助成や基金等の支援制度の充実

方針(18)▶ 景観施策の評価と定期的な見直し

3. 2015年に向けた取り組み

以下の3つのプライオリティに従って、今後概ね5年間に実施すべき施策を選び、景観形成の取り組みを進めていく。

1. 「景観形成に向けた施策の基本的な仕組みづくり」
2. 「目に見える神戸らしさの向上」
3. 「市民活動の充実や新たな展開」

■ 実現に向けて

（都市の骨格をデザインする）

- ① 景観形成の基本的な方針となる将来図の作成
- ② 地域別景観ガイドラインの作成
- ③ 眺望景観形成の基本方針作成
- ④ 視点場の整備・演出
- ⑤ 道路沿い・河川沿いでの地域・地区指定
- ⑥ 景観軸沿いでの夜間景観の形成
- ⑦ 高さ規制について景観の視点での調整

（重点的に都市の顔をつくる）

- ⑧ 新港突堤西地区についての今後の景観指針づくり
- ⑨ 水際の夜間景観づくりの実施
- ⑩ シンボルやランドマークなどの夜間景観の演出
- ⑪ 景観形成重要建築物等の指定の推進
- ⑫ 誘導基準の具体化など、すでに指定している地区のさらなる充実
- ⑬ 兵庫運河など、新たな地区での重点的な景観施策の実施
- ⑭ 重点地区での屋外広告物基準の策定
- ⑮ 公共空間デザインの高質化への誘導

（市民による景観まちづくりを推進する）

- ⑯ 景観まちづくりガイドブックの作成
- ⑰ 景観形成市民団体制度の充実
- ⑱ 民有地の緑の保全・活用の推進
- ⑲ にぎわいの情景づくり
- ⑳ 都心地域でのエリアマネジメント支援

㉑ 次世代の担い手を育てる取り組みの実施

㉒ 情報発信等のわがまちへの愛着を高める取り組みの実施

㉓ 景観に関する事前協議制度

事業者との実施

㉔ 景観計画区域の区域拡大

㉕ 景観施策の評価制度の検討